○文部科学省令第三十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、免許状更新講習規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十九日

文部科学大臣　中川　正春

免許状更新講習規則の一部を改正する省令

免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号イ中「第六条第二項」を「第七条第一項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○文部科学省令第三十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、学校法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十九日

文部科学大臣　中川　正春

学校法人会計基準の一部を改正する省令

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「第六条第二項」を「第七条第一項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○文部科学省厚生労働省令第四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十九日

文部科学大臣　中川　正春

厚生労働大臣　小宮山洋子

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第六条第一項」を「第六条」に、「同項」を「同条」に改める。

第七条第二号中「第三条第一項各号又は第二項各号に掲げる」を「第三条第一項又は第三項の都道府県の条例で定める」に改め、同条第三号中「第六条第一項」を「第六条」に、「同項」を「同条」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年十月十九日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四〇一八	二三、九、三〇	橋本　吉行
四〇一九	二三、九、三〇	内山　浩人
四〇二〇	二三、九、三〇	滝澤　保治
四〇二一	二三、九、三〇	小出　勝廣
四〇二二	二三、九、三〇	大和田寛行

○外務省告示第三百五十三号

平成二十三年九月六日にキガリで、ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がルワンダ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十八億六千万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　畑中邦夫在ルワンダ大使

ルワンダ側　ルイーズ・ムシキワボ外務・協力大臣

平成二十三年十月十九日

外務大臣　玄葉光一郎

平成二十三年十月十九日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、洪水災害を考慮しつつスリランカ民主社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とスリランカ民主社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　七十億円（七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、緊急災害復旧支援計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、スリランカ民主社会主義共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、スリランカ民主社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後五年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、スリランカの実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して既に行ったか又は行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　スリランカ民主社会主義共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　スリランカ民主社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してスリランカ民主社会主義共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためスリランカ民主社会主義共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　スリランカ民主社会主義共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してスリランカ民主社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してスリランカ民主社会主義共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

8　スリランカ民主社会主義共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びスリランカ民主社会主義共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。